

野田市告示第19号

野田市道路線供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、野田市役所土木部管理課において一般の縦覧に供する。

縦覧期間 令和 6年 2月 1日から 令和 6年 2月 15日まで

(但し、野田市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く)

令和 6年 2月 1日

野田市長 鈴木 有

整理 番号	路線番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	1 1 6 0	中野台・中根線	野田字谷端 390番2地先	
			野田字中谷向 428番1地先	